

指定小規模多機能型居宅介護事業所

ななえ わとな・Warner 's Garden

運営規程

(事業の目的)

第1条 この運営規程は、有限会社ウィズ（以下「事業者」という）が設置する指定小規模多機能型居宅介護事業所ななえわとな及び指定小規模多機能型居宅介護事業所 Warner's Garden（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の管理者、介護職員、看護職員、介護支援専門員（以下「従業者」という。）が要介護状態または、要支援状態にある利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要介護者状態となった場合においても、心身の特性や希望を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要支援者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、主治医、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者、地域住民等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。
- 7 事業所は、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 8 前各項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年

厚生労働省令第34号)」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

9 前項のほか、「七飯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年七飯町条例第1号)」及び「七飯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年七飯町条例第2号)」に定める内容と共に「七飯町地域密着型施設整備指定地域に関する要綱(平成25年8月21日七飯町要綱第13号)」また、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所実施要件基準(第63条第7項)」を満たし遵守し、事業を実施するものとする。

第3条 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 本体事業所の名称・所在地

名 称 小規模多機能型居宅介護事業所 ななえ わとな
所 在 地 亀田郡七飯町本町6丁目7番12号

(2) サテライト型事業所の名称・所在地

名 称 小規模多機能型居宅介護事業所 Warner's Garden
所 在 地 亀田郡七飯町本町2丁目5番5号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤兼務(本体事業所の介護支援専門員、介護職員と兼務並びにサテライト事業所の管理者、介護職員と兼務))

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1名(常勤兼務(管理者、介護職員と兼務))

(3) 計画作成担当者((サテライト事業所)介護支援専門員の資格を有する。)

非常勤兼務 1名(サテライト事業所の介護職員と兼務))

介護支援専門員、計画作成担当者は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画(以下「居宅サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画」という。)を作成するとともに、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所、協力医療機関、施設等ほかの関係機関との連絡、調整等を行う。

(4) 看護師(看護師) 1名(常勤兼務 介護職員と兼務)

看護師は、本体事業所並びにサテライト事業所の利用者の健康状態を的確に把握・管理し、利用者の主治医や協力医療機関との連携を行う。

(5) 介護職員 19名 (内訳については下記の表にて)

	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務
本体事業所	3名以上	2名以上 (うち1名サテライト事業所と兼務)	9名以上	
サテライト事業所	2名以上	2名以上 (うち1名サテライト事業所と兼務)	2名以上	

介護職員は、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の状況等を的確に把握し適切なサービスの提供にあたる。

また、宿泊に対して1名以上の夜勤を配置する。その他自宅等で暮らしている利用者に対して宿直または夜勤1名以上を配置する（指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所全体として確保する）。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間 24時間

- ① 通いサービス 基本時間 9時から17時まで
- ② 宿泊サービス 基本時間 17時から9時まで
- ③ 訪問サービス 24時間

※緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

(利用定員)

第7条 事業所の登録定員等は次のとおりとする。

(1) 本体事業所

- ① 登録定員は25人とする。
- ② 1日の通いサービスの利用定員は15人とする。
- ③ 1日の宿泊サービスの利用定員は8人とする。

(2) サテライト事業所

- ① 登録定員は15人とする。
- ② 1日の通いサービスの利用定員は8人とする。
- ③ 1日の宿泊サービスの利用定員は5人とする。

(指定介護予防) 小規模多機能型居宅介護の内容)

第8条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画と個別援助計画の作成

(2) 相談、援助

(3) 通いサービス及び宿泊サービスに関する内容

- ①介護サービス（移動、排せつの介助、見守り等）
- ②健康のチェック
- ③機能訓練
- ④入浴サービス

⑤食事サービス

⑥送迎サービス

(4) 訪問サービスに関する内容

①排せつ・食事介助・清拭・体位変換等の身体の介護

②調理・住居の掃除・生活必需品の買い物等の生活の援助

③安否確認

(短期利用居宅介護（サテライト事業所は除く）)

第9条 事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員〔指定介護予防支援事業所の担当職員〕が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、事業所の登録者に対するサービスの提供に支障がないと認めた場合に、短期間の指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

2 宿泊室を活用する場合は、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものとする。

3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する指定居宅介護支援専門員及び指定介護予防支援事業所の担当職員が作成する、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が個別援助計画を作成することとし、当該個別援助計画に従いサービスを提供する。

（居宅サービス計画及び個別援助計画）

第10条 事業所の管理者（以下、「管理者」という）は、事業所の介護支援専門員（以下、「介護支援専門員」という）に利用者の居宅サービス計画及び個別援助計画（以下「個別援助計画」という。）の作成に関する業務を担当させる。

2 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成する為の具体的なサービス内容等を記載した居宅サービス計画及び個別援助計画を作成します。

3 事業所は、居宅サービス計画及び個別援助計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

4 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または利用者もしくはその家族等の要請に応じて、居宅サービス計画及び個別援助計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して居宅サービス計画及び個別援助計画を変更するものとします。

5 前項の変更に際して、医療系サービスなど居宅サービス計画及び個別援助計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

6 事業所は、居宅サービス計画及び個別援助計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

（指定介護予防）小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護の利用料

第11条 事業所が、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、

利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。

2 事業所が、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)によるものとする。

3 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

ア (1) 本体事業所 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用。

料金：朝食400円 昼食600円 夕食450円

(2) サテライト事業所 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用。

料金：朝食450円 昼食800円 夕食550円

イ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊にかかる費用です。

(1) 本体事業所

料金：1泊3,000円

(2) サテライト事業所

料金：1泊4,000円

ウ おむつ代（事業所が用意したものを使用した場合）

パンツタイプMサイズ1枚85円、Lサイズ90円。尿取りパット1枚20円。

エ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。その際に係る料金です。

料金：材料費等の実費をお支払いただきます。

※ 以上については経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について変更を行う2ヶ月前までにご説明を行い同意を得ます。

オ 次条に定める通常の事業の実施地域のとおり、実施地域以外の居宅へ訪問サービスを行う場合が想定されないため、交通費の実費は徴収しない。

4 前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

5 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印（記名押印）を受けるものとする。

6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印（記名押印）を受けることとする。

7 法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供了した指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を

利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施地域は、七飯町全域とする。

(サービス提供記録の記載及びその他の諸記録の整備保管)

第 13 条 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護を提供した際には、その提供日数及び内容、当該指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護について利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

2 その記録は整備をし、その完結の日から 5 年間保存する。

3 利用者、その家族及び代理人は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

4 事業所は、利用者に関する記録以外に、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 14 条 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

利用者におきましては、事業所及び従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう理解協力を依頼する。

2 サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

また、利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。

3 小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた自宅、地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、あらかじめ利用者、その家族に説明、同意を得た居宅サービス計画に基づき、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

4 備品等の使用については、訪問サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。従業者が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

5 事業所の設備や器具は本来の用途に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

6 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。

7 現金、カード、預金通帳を含めた貴重品の持ち込みは紛失、盗難があった場合責任を負かねますのでご遠慮ください。また、日常生活上、止むを得ず持ち込みを希望される場合は事前に申し出ください。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業所は、利用者、その家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者、その家族又はその代理人の了解を得る。

(秘密の保持)

第 16 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(緊急時等における対応方法)

第 17 条 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護の提供を行っているときに利用者的心身の状況に異常その他緊急自体が生じたときや病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講ずると共に管理者に報告しなければならない。

2 主治医との連絡並びに支持が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡すると共に受診等の適切な処置を講ずる。

3 主治医との連絡並びに支持が得られなかった場合には、利用者の状態に応じて、必要と判断をした時には救急搬送の対応を行う。

(苦情処理)

第 18 条 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、苦情がサービスの質の向上に図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

4 事業所は、提供した指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護に関し、介護保険法（以下「法」という。）第 23 条又は法第 78 条の 6 若しくは法第 115 条の 15 の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、提供した指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第 19 条 利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護の提供により事

故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
- 4 利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理等)

第 20 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(非常災害対策)

第 21 条 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、火災避難・消火訓練は年 2 回以上（夜間想定の訓練 1 回含む）及び防災訓練は年 2 回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(運営推進会議)

第 22 条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定める。
- 3 運営推進会議の開催は、おおむね 2 ヶ月に 1 回以上とする。
- 4 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、七飯町の担当職員もしくは、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。
- 5 介護の内容は、事業所のサービスの内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 6 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成する。

(身体拘束等の禁止)

第 23 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者等又はほかの利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、

「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)での検討結果について従業者への周知徹底。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備。
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 24 条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止する為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者(委員長)

チーム小規模多機能型居宅介護事業所リーダー 渕 恵

- (2) 虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止の為の指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止する為の定期的な研修を実施しています。

- 2 サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(事業継続計画の策定)

第 25 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知する。
- 3 事業所は、従業者に必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 4 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 26 条 事業所は、全ての指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護の従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 継続研修 隨時
- 3 従業者は、勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときはこれを提示する。
- 4 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族

の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

- 5 指定（介護予防） 小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
- 6 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の小規模多機能型居宅介護事業所等の紹介その他必要な措置を講じるものとする。
- 7 小規模多機能型居宅介護及び短期利用居宅介護の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに当該サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められたとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとする。
- 8 事業所は、居宅介護事業所またはその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 9 事業所はその運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図る等地域との交流を図る。
また利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加をする。
- 10 事業者は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 11 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は設置者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。
この規程は、平成20年11月15日から一部変更する。
この規程は、平成21年11月1日から一部変更する。
この規程は、平成25年8月15日から一部変更する。
この規定は、平成26年7月1日から一部変更する。
この規定は、平成27年11月1日から一部変更する。
この規定は、平成28年2月1日から一部変更する。
この規定は、平成28年10月16日から一部変更する。
この規定は、平成30年5月16日から一部変更する。
この規定は、令和2年6月1日から一部変更する。
この規定は、令和2年8月1日から一部変更する。
この規定は、令和3年3月1日から一部変更する。
この規定は、令和6年4月1日から一部変更する。
この規定は、令和6年11月20日から一部変更する。
この規定は、令和6年11月28日から一部変更する。
この規定は、令和7年2月1日から一部変更する。